

# 平成27年度株式会社農林漁業成長産業化支援機構の業務の実績評価 について

平成28年 8 月 8 日  
農林水産大臣

## 1 実績評価の根拠及び対象

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「法」という。）に基づき平成25年1月に設立された株式会社であり、平成27年度は第4期目となる。

機構の業務については、法第36条第1項の規定に基づき、機構の事業年度ごとの評価を行うこととされており、今回は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間（以下「評価期間」という。）に係る機構の業務実績を評価する。

業務の実績評価に当たっては、対象事業活動支援団体に対する支援決定、支援対象事業活動支援団体による対象事業者への出資に対する同意の決定及び対象事業者への支援決定（以下「支援決定等」と総称する。）のそれぞれについて、

① 支援決定等の実績

② 法第22条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に係る支援決定等の適合性

を評価するとともに、

③ 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性についても評価を行う。

また、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるようにするためには官民ファンドの活動の評価・検証等を実施する必要があるとの観点から、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）が策定されたことを踏まえ、

④ 機構の運営のガイドラインへの適合性  
についても併せて評価することとする。

## 2 個別の項目に対する実績評価

### (1) 支援決定等の実績

評価期間においては、1件の対象事業活動支援団体及び対象事業活動支援の内容の決定を行ったところであり、平成26年度までに決定した51件と併せて、機構が行った支援決定は52件（支援対象事業活動支援団体数は53）となった。一方、2つの支援対象事業活動支援団体との投資事業有限責任組合契約が平成28年3月31日に終了したため、評価期間末をもって支援対象事業活動支援団体は51、総額730.02億円（うち機構分365.01億円）となっている。

また、評価期間において、支援対象事業活動支援団体からの35件（直接出資への協調出資1件を含む。）の対象事業者への出資に対して、機構は同意決定を行うとともに、機構自ら2件の直接出資の決定を行ったところであり、出資決定件数は評価期間末までの合計で88件（うち機構直接出資2件）、出資決定額72.01億円（うち機構分43.51億円）となった。

このように、評価期間においては、出資決定件数は一定の増加が図られたとともに、広域・大型案件に対しても機構の直接出資により対応した。引き続き、機構においては、案件組成に係るノウハウを蓄積し、出資を着実かつ効率的に行うことができる体制を強化することが重要である。

一方、出資決定額については、直接出資の実施等により一定の増加が図られているが、機構の中期経営計画と比較しても十分とは言い難い状況である。また、未だ出資実績のない支援対象事業活動支援団体が評価期間末において16あったところである。これらの課題に対しては、機構等において、広域・大型案件の組成や、サブファンドミーティング等を通じた支援対象事業活動支援団体の案件組成能力向上等の取組が行われてきており、このような取組を推進しつつ、課題解決に向けた取組を一

層強化していく必要がある。

また、機構の貸付金は支援対象事業者に対する出資と併せて貸し付けられるものであり、評価期間においては、12件、6.92億円の貸付実績があった。この貸付金は、資本性劣後ローンで、民間金融機関にとって資本とみなすことができる借入金であり、民間金融機関からの融資の円滑化に資するものである。また、当該貸付金は、評価期間中3件の活用があった無議決権株式とともに、資本調達において農林漁業者の実質的な出資負担の軽減を可能とするものであることから、その活用を図っていく必要がある。

## (2) 支援決定等に係る支援基準の適合性

### ① 対象事業活動支援団体に対する支援決定

機構は、評価期間中に1の対象事業活動支援団体への支援を決定した(別添参照)。これについては、支援基準に照らして適切に支援の決定を行ったものと認められる。

### ② 支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資に係る機構による同意

評価期間においては、36件(機構による直接出資案件2件を含む。)の案件組成が行われたところであり、その対象事業者については、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)に基づく総合化事業計画の認定を受ける必要があることに加え、間接出資については法に基づく支援基準への適合性を確保するために出資に対する機構の同意のプロセスを経ることとしている。評価期間において機構が同意を行った案件は、別添のとおり35件であり、いずれの案件についても支援基準に照らして適切に機構による同意が行われている。

なお、評価期間においては1件の出資の回収があった。これについて

ては、農林漁業者の意向を踏まえつつ手続きが進められる等、支援基準に照らしても問題はなかった。

### ③ 機構による対象事業者への直接出資

評価期間においては、平成27年12月及び平成28年2月にそれぞれ1件ずつ機構による直接出資を決定した。これらについては、支援基準に照らして適切に支援の決定を行ったものと認められる。なお、本件は直接出資であることに加え、出資決定の規模がそれぞれ10億100万円、5億円と大型案件であることから、ファンドの運営の観点から、今後機構が行う支援対象事業者への経営支援は特に重要となる。

## (3) 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならない(法第28条第1項)、また、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならないとされている(法第30条)。よって、評価期間に係る収入・支出の適正性の評価は、農林水産大臣が認可した平成27年度予算と評価期間における実際の収入・支出の主な項目とを対照することによって行うものとする。

### ① 収入

#### (出資金)

政府出資金の実績はないが、これは、評価期間中における支援対象事業活動支援団体への出資の実行が、平成24年度に機構に対して行われた出資による既存資金(318億円)をもって対応することが可能であったことによるものである。

#### (借入金)

借入金の実績はないが、これについても既存資金をもって対応す

ることが可能であったことによるものである。

#### (事業収入)

収入予算額にはない事業収入が計上されているが、これは評価期間中に農林水産省から補助金の交付を受けて「6次産業化中央サポートセンター事業」\*を実施したことに加え、出資の回収が1件あったため株式の売却による収入があったことや、一部の支援対象事業者より配当を受けたことによるものである。

また、資本性劣後ローンの貸付けを行ったため、その金利収入があった。

※6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応するため、全国的な視点から民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う事業

#### (事業外収入)

余裕資金に係る普通預金利息収入のほか、当該資金を流動性・安全性の高い公債等で運用したことによる利息収入である。収入予算額より収入決定済額が増加したのは、機構からの出資額が予算額に比して少なかったため、手元資金に係る利子収入が増加したことによるものである。

#### 主要な収入データ

科 目	収入予算額	収入決定済額
	円	円
(款) 借入金	5,000,000,000	0
(項) 借入金	5,000,000,000	0
(目) 政府借入金	5,000,000,000	0
(款) 事業収入	8,289,000	119,435,956
(項) 補助金収入	0	109,436,114
(項) 貸付金利息収入	8,289,000	1,837,658
(項) 投資事業組合収入	0	8,162,184

(款) 事業外収入	24,372,000	35,661,085
(項) 預金・有価証券利息収入	24,372,000	35,658,385
(項) その他	0	2,700
合 計	5,032,661,000	155,097,041

## ② 支出

### (出資金)

評価期間中における対象事業者への出資決定件数は36件となったが、支出額としては27.36億円に留まった。

### (貸付金)

評価期間中における対象事業者への貸付実績は、12件、6.92億円に留まった。

### (その他)

支援対象事業者の商品の販路開拓のために知見の高い人材を短期で雇用したことで、その者に係る報酬が必要となったため、(目)事業諸費について支出予算額より支出決定済額が増加したが、事業諸費、一般管理費の各項においては、予算の範囲内で執行された。

また、補助金支出は、前述の「6次産業化中央サポートセンター事業」を実施したことによるものである。

### 主要な支出データ

科 目	支出予算額	支出決定済額
	円	円
(項) 出資金	15,000,000,000	2,735,930,741
(目) 出資金	15,000,000,000	2,735,930,741
(項) 貸付金	5,000,000,000	692,100,000

(項) 事業諸費	201,784,000	73,801,241
(目) 事業諸費	23,579,000	27,691,246
(目) 調査費用	142,510,000	29,394,429
(目) 旅費	35,695,000	16,715,566
(項) 一般管理費	1,055,789,000	776,291,180
(目) 役職員給与	742,742,000	495,472,991
(目) 退職給与引当金繰入	11,001,000	1,623,300
(目) 諸謝金	17,191,000	8,543,868
(目) 事務費	284,850,000	270,651,021
(項) 補助金支出	0	109,436,114
<b>合 計</b>	<b>21,257,573,000</b>	<b>4,387,559,276</b>

以上のとおり、個別の項目について予算額と収入決定済額又は支出決定済額との差異はあったものの、農林水産大臣から認可を受けた収入・支出予算額の範囲内で執行されていた。

一方、評価期間において、出資金、貸付金の支出決定済額は支出予算額を大きく下回ることとなった。

このことについては、機構の中期経営計画において、平成28年度までに、出資されている約300億円に対応した出資の実現を目指すことを踏まえ、長期的にリターンが確保されるよう、出資拡大に向けた取組の一層の強化が必要である。また、こうした支出状況も踏まえ、合理的な予算執行により、経費削減に努めることも必要である。

### 3 機構の運営のガイドラインへの適合性

評価期間における機構のガイドラインへの対応状況については、以下のとおりである。

#### (1) 運営全般（政策目的、民業補完等）

農林漁業成長産業化ファンドは、我が国農林漁業の成長産業化を実現するために設立されたファンドであるため、農林漁業者等を主体とした六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた対象事業者を出資対象とするなど、法令上の政策目的に沿って運営されているところである。

支援基準においては、機構から支援対象事業活動支援団体への出資に関し、機構以外の者からの出資合計額を機構の出資額以上とするとともに、支援対象事業活動支援団体が行う対象事業者への出資を議決権ベースで原則総議決権の2分の1以下とすることが定められている。

評価期間中においても機構による出資がこの基準に従って行われた結果、間接出資に係る評価期間中の対象事業者への出資総額は機構による出資金の4倍を超えており、機構出資が民間資金の呼び水となったものと評価できる。

また、直接出資についても、支援基準に則り機構による出資は出資総額の2分の1以下としているところである。

#### (2) 投資の態勢（監視・牽制）

間接出資について、機構は、支援対象事業活動支援団体に対して、法に基づき農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った出資を行うよう指導等を行うことができることから、各支援対象事業活動支援団体において開催される経営支援委員会等において、GP（無限責任組合員）に対する意見聴取、定期的な財務諸表の提示請求等を行い、案件開発段階・モニタリング段階それぞれにおいて牽制機能を働かせるとともに、支援対象事業活動支援団体の案件形成能力の向上に向けた具体的な指導を行った。

また、機構や支援対象事業活動支援団体による対象事業者に対する出資決定に関する監視・牽制機能については、監査役や農林漁業の専門的

な知見等のある社外取締役が、投融資検討会における審査が適切に行われているかを監視し、必要に応じて意見を述べることとしている。

さらに、機構内に監査役を補助し内部監査等を行う監査室、投融資部門から独立してモニタリング業務等を行うモニタリング室を設置しており、内部牽制機能を発揮している。

### (3) 投資方針及び投資決定の過程

#### ① 対象事業活動支援団体に対する支援

機構は、対象事業活動支援団体に対する支援決定に当たって、支援基準との適合性を確認するとともに、農林漁業成長産業化委員会が定める基準に基づき、案件組成力、事業性審査力、経営支援実行力及び信用力を審査した。その上でパブリック・コメントを行うことで、農林漁業者その他の関係者の意見を聴き、さらに農林水産大臣の認可を経た上で決定を行うなど、適正な手続きに則り業務を行った。

#### ② 対象事業者に対する支援

機構は、支援対象事業活動支援団体が対象事業者に対して出資決定を行う際の同意に当たって、支援基準や投融資業務規程等に基づき、適合性、事業性、公正性及び政策性を審査した。その上で、金融・会計や農林漁業の専門的な知見のある社外取締役を委員とする農林漁業成長産業化委員会に報告し、その意見を踏まえて同意を行うなど、適正な手続きに則り業務を行った。

また、機構の直接出資については、内部規程を改めて整備し、規定に則った審査プロセスを経て、農林漁業者その他の関係者の意見を聴くとともに、農林水産大臣の認可を経た上で決定を行うなど、適正な手続きに則り業務を行った。

### (4) 投資実績の評価及び開示

#### ① モニタリング方針

機構は、支援対象事業活動支援団体の組合員として、経営支援委員会等の場を通じて、月次、四半期ごと及び年度ごとに対象事業活動の進捗状況を把握した。支援対象事業者のモニタリングについては、決算書等の財務指標による定量的な業況判定基準により、業況把握・分

析を行い、その結果を投融資検討会、農林漁業成長産業化委員会に付議・報告した。また、支援対象事業者への経営支援について、当該モニタリング結果も踏まえ実施した。なお、支援対象事業活動支援団体のモニタリングについても、定期的（年2回）に行っており、支援対象事業者と同様に、投融資検討会、農林漁業成長産業化委員会に付議・報告した。

## ② モニタリングや評価の基本となるべき開示情報の数値化

機構において、支援対象事業活動支援団体等のモニタリングを行う際に必要となる事後検証可能な指標（KPI）について、政策目的、支援基準等を踏まえて数値化・公表していたところであるが、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会における有識者委員の指摘等を踏まえ見直しを行った（平成27年7月）ところであり、併せて進捗状況についても公表した（平成27年7月、12月）。

## （5）ポートフォリオマネジメント、民間出資者の役割

機構は、元本を確保できる投資採算の基準を設定し、各支援対象事業活動支援団体に対してこの確保を要請している。

ポートフォリオマネジメントについては、新たに管理方法等の検討を行い、投融資検討会での議論を経て農林漁業成長産業化委員会に報告を行った（平成28年3月）。機構においては、全国の各地域において、多種多様な原料（農畜産物（穀類、野菜、果樹、豚肉等）・林産物・水産物）や業種（製造業・流通業・外食中食）等を対象とするとともに、まだ案件形成されていない地域に機構職員を派遣すること等により案件形成を促すことで、地域的な偏りにも配慮し、一定のリスク分散を図ることとしている。

また、民間出資者においては、出向職員を派遣する等、機構の円滑な運営に貢献している一方で、農林漁業成長産業化委員会における対象事業活動支援団体に対する支援決定に当たっては、機構法において、対象事業活動支援団体と特別の利害関係を有する委員の議決を禁止する等、利益相反防止措置が適切に図られている。

## （6）監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

## ① 国民への説明責任

機構が支援決定を行う対象事業活動支援団体については、支援決定前及び支援決定後において、機構のホームページで民間出資者、出資金額等を公表した。

支援対象事業活動支援団体による支援の対象となる対象事業者及び機構の直接出資の対象事業者については、機構の同意又は支援決定後において、機構のホームページで、支援対象事業活動支援団体、出資金額等を公表した。

## ② 監督官庁及び出資者たる国との関係

機構は、投資内容について、監督官庁及び出資者たる国に報告を行ってきたところであるが、案件の増加が見込まれる中で更に適時適切な報告を求めることとしたい。

以上のとおり、評価期間においては、おおむねガイドラインに沿った運営がなされていた。

一方、引き続き、支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資を拡大していくことに加え、機構による直接出資の手法も積極的に活用する必要がある。今後とも、ガイドラインに沿った適切な事業運営を実現するためには、機構のみならず支援対象事業活動支援団体を含めた農林漁業成長産業化ファンド全体として、これまで以上に効率的かつ効果的な業務を行うことが不可欠である。

具体的には、評価期間末においても、支援対象事業活動支援団体間で案件組成実績に差が生じていることから、機構によるモニタリング業務を本格化し、その結果を踏まえた支援対象事業活動支援団体への適切な助言・指導を通じ、各支援対象事業活動支援団体の投資活動や支援対象事業者への経営支援を着実に実施する必要がある。

また、機構が直接出資を行う場合には、機構が直接的に支援対象事業者への経営支援を行うとともに、出資案件増加に伴うポートフォリオマネジメントもより重要となるため、機構における更なる業務手法の合理化や、効率的な業務を行うための職員の確保・スキルの向上が必要である。

## 4 その他

### (1) 計算書類における出資先の減損処理

支援対象事業活動支援団体の出資持分について、79,695千円の減損処理を行った。減損判定を行った出資先については、事業計画の見直しや、支援対象事業活動支援団体による経営支援の強化など、業績の回復に向けた取組を行っている。

### (2) 6次産業化中央サポートセンター事業の実施

機構は、農林水産省の補助事業を活用して、評価期間中に6次産業化中央サポートセンター事業を実施した。

6次産業化中央サポートセンターでは、全国の6次産業化サポートセンターと連携し、さまざまな分野・領域に精通した6次産業化プランナーを派遣（延べ派遣件数1,201件）し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援した。派遣を受けた460事業者のうち、17事業者が六次産業化・地産地消法の計画認定に繋がり、更に7事業者は、農林漁業成長産業化ファンドの出資に繋がった。

### (3) 投融資業務を行う部署名の変更

投融資業務が本格化することから、よりその業務の内容を対外的に明確にする必要があるため、平成27年5月25日より、投融資業務を担当している「営業部」の名称を「投融資部」に変更した。

## 5 総括

支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資決定件数については、評価期間に36件の出資決定が行われ、そのうち直接出資案件も2件出資決定するなど、一定の増加、拡大が図られている。

一方で対象事業者への出資決定額の評価期間までの累計は72.01億円（うち機構分43.51億円）となっており、機構の中期経営計画（平成26年度～平成28年度）を踏まえると、実績としては十分とは言い難い。

このため、機構においては、直接出資の手法の積極的活用を含め、出資拡大に向けた一層の取組強化が必要である。

また、支援対象事業活動支援団体については、ほぼ全国を網羅しており、

農林漁業成長産業化ファンドの推進体制は、一定の整備が図られているため、早期に各支援対象事業活動支援団体の投資活動を軌道にのせ、この体制を十分機能させることが重要な課題である。このことについては、支援対象事業活動支援団体へのモニタリングやサブファンドミーティング等を通じ、個々の支援対象事業活動支援団体の課題に合わせてきめ細かに指導・助言することが重要である。なお、この際、機構と支援対象事業活動支援団体の間において十分な意思疎通が図られることが重要であり、引き続き相互の努力を求めたい。

また、今後、支援対象事業者は増加する見込みであり、各地域における支援対象事業活動支援団体を通じたきめ細かな経営支援に加え、機構としてもモニタリング結果に基づき、支援対象事業活動支援団体の経営支援を全体的な視点で適切に補完していくことが重要となる。加えて、機構において、直接出資案件の組成に伴う自らによる経営支援やポートフォリオマネジメントの重要性が高まることから、更なる業務手法の合理化や効率的な業務を行うための体制の整備をするとともに、大型・広域案件の組成を促進し、円滑な経営支援を行うため、各職員が更なるスキル向上に努めることを求めたい。

**(参考) 基本情報 (平成28年3月末現在)**

**1. 主要な営業所**

本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

**2. 出資金**

総額318.02億円

〔国：300億円  
民間企業：18.02億円〕

**3. 会社の株式に関する事項**

(1) 発行可能株式総数：4,000,000株

(2) 発行済株式の総数：636,040株

(3) 株主数：11

株主名	(株)農林漁業成長産業化支援機構への出資状況		
	持株数	出資比率	出資額
財務大臣	600,000株	94.33%	300億円
カゴメ株式会社	6,000株	0.94%	3億円
農林中央金庫	6,000株	0.94%	3億円
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000株	0.94%	3億円
味の素株式会社	4,000株	0.62%	2億円
キッコーマン株式会社	4,000株	0.62%	2億円
キューピー株式会社	4,000株	0.62%	2億円
株式会社商工組合中央金庫	2,000株	0.31%	1億円
日清製粉株式会社	2,000株	0.31%	1億円
野村ホールディングス株式会社	2,000株	0.31%	1億円
トヨタ自動車株式会社	40株	0.01%	0.02億円

**4. 従業員の状況 (平成28年3月31日現在、出向者含み、契約社員を除く。)**

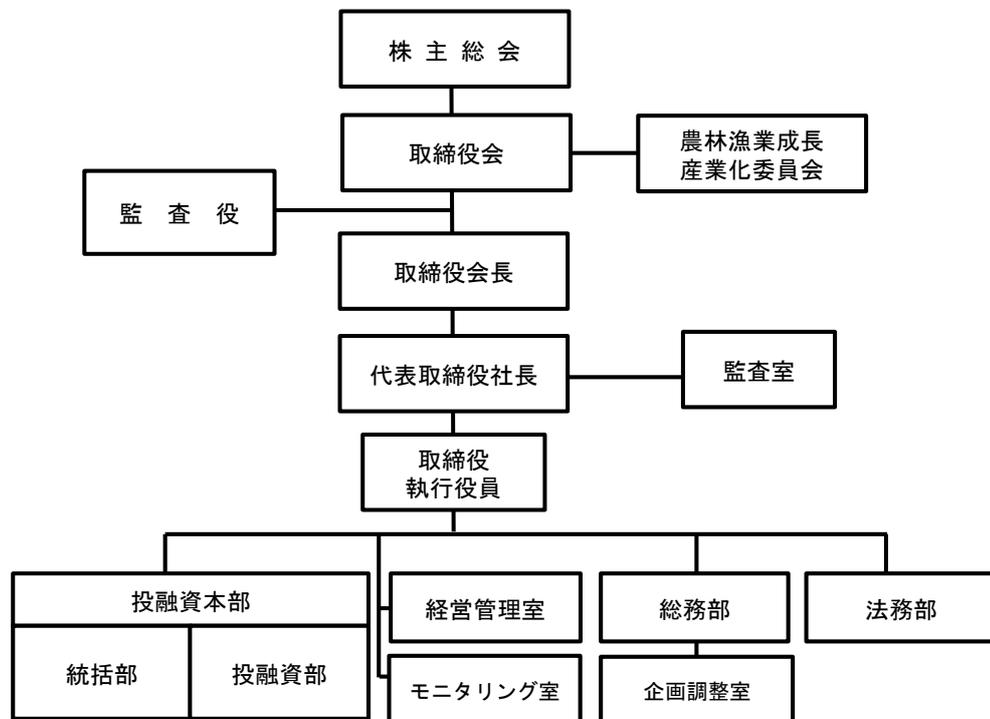
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	▲2名	43.4歳	1.7

## 5. 役員

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
◎取締役会長(非常勤)	堀 紘一	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役会長
○代表取締役社長	大多和 巖	
取締役専務	古我 繁明	
取締役常務	長友 哲次	
取締役常務(非常勤)	村 和男	村・宮舘法律事務所 國學院大學法科大学院教授
※取締役(社外)	阿部 禎一	阿部禎一税理士事務所 代表 全国農業経営専門会計人協会 代表理事
※取締役(社外)	大西 茂志	全国農業協同組合中央会 常務理事
※取締役(社外)	古関 和則	全国漁業協同組合連合会 専務理事
※取締役(社外)	箕輪 光博	林業経済研究所 理事長
※取締役(社外)	藤井 豊明	ハウス食品グループ本社株式会社 取締役
監査役(社外)	篠原 修	政策研究大学院大学 名誉教授 東京大学 名誉教授

注) ◎は農林漁業成長産業化委員長、○は同委員長代理、※は同委員を示す。

## 6. 組織図



## 7. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,669,829	流動資産	91,108
現金及び預金	14,517,181	リース債務	783
営業投資有価証券	2,640,640	未払金	18,531
有価証券	7,500,000	未払費用	7,973
営業貸付金	880,200	未払法人税等	45,540
前払費用	10,160	賞与引当金	12,516
未収入金	110,719	その他	5,764
その他	10,926	固定負債	12,701
固定資産	3,205,738	リース債務	653
有形固定資産	25,566	退職給付引当金	7,568
建物	29,715	役員退職慰労引当金	4,480
工具、器具及び備品	18,375	負債合計	103,810
リース資産	3,918	(純資産の部)	
減価償却累計額	△26,442	株主資本	28,785,708
無形固定資産	8,729	資本金	17,501,000
商標権	716	資本剰余金	14,301,000
ソフトウェア	8,013	資本準備金	14,301,000
投資その他の資産	3,171,442	利益剰余金	△3,016,291
投資有価証券	1,997,218	その他利益剰余金	△3,016,291
関係会社株式	1,140,500	繰越利益剰余金	△3,016,291
敷金及び保証金	33,724		
繰延資産	13,950		
創立費	8,668		
開業費	5,259		
株式交付費	22	純資産合計	28,785,708
資産合計	28,889,518	負債・純資産合計	28,889,518

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

## (2) 損益計算書

〔 自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		119,435
売 上 原 価		439,204
売 上 総 損 失		319,768
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		839,002
営 業 損 失		1,158,771
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	671	
有 価 証 券 利 息	34,986	
そ の 他	2	35,661
営 業 外 費 用		
創 立 費	4,953	
開 業 費	2,868	
株 式 交 付 費	30,668	38,490
経 常 損 失		1,161,600
税 引 前 当 期 純 損 失		1,161,600
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,020
当 期 純 損 失		1,165,621

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

### (3) 株主資本等変動計算書

〔 自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	17,501,000	14,301,000	△1,850,669	29,951,330	29,951,330
当期変動額					
当期純損失	-	-	△1,165,621	△1,165,621	△1,165,621
当期変動額合計	-	-	△1,165,621	△1,165,621	△1,165,621
当期末残高	17,501,000	14,301,000	△3,016,291	28,785,708	28,785,708

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

**【平成 27 年度に支援決定したサブファンドの概要】**

サブファンド名	GPに関する情報	出資構成	出資総額	存続期間	サブファンド所在地
<b>【平成 27 年 7 月 31 日支援決定】 1 件</b>					
ほくりく6次産業化ビジネス成長ファンド投資事業有限責任組合	ほくほくキャピタル(株) (代表者) 坂本 和幸 (所在地) 富山県富山市中央通り 1-6-8	(株)北陸銀行: 89 百万円 のと共栄信用金庫: 5 百万円 (株)富山銀行: 5 百万円 ほくほくキャピタル(株): 1 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 100 百万円	200 百万円	15 年間	富山県

# 平成27年度における出資決定案件

事業者名	サブファンド(SF)の 主な出資者	SFによる 出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資 同意 決定日
(株)みずほジャパン (茨城県 つくば市)	常陽銀行	<u>SF13.8(6.9)※</u> 出資総額 27.6	● 茨城県産野菜・果物の輸 出事業	H27.4.7
くしもと両濱(株) (和歌山県 串本町)	三井住友銀行	<u>SF 21(10.5)※</u> 出資総額 42	● マグロ等魚類、海藻の加 工販売	H27.4.7
(株)シイカトウ (宮崎県 小林市)	宮崎銀行	<u>SF 39(19.5)※</u> 出資総額 78	● 抹茶・大麦若葉の加工販 売及び輸出	H27.4.7
(株)新潟農商 (新潟県 新潟市)	第四銀行	<u>SF 100(50)※</u> 出資総額 260 (注1)	● 農業参入した企業と地域 農業者による新潟県産米 の輸出拡大事業	H27.4.14
(株)柿の木冷温フーズ (長野県 長野市)	八十二銀行	<u>SF 49(24.5)※</u> 出資総額 98	● 冷凍カットきのこ(えのき 茸)等の製造販売事業	H27.5.13
(株)マンナン工房ひだ (岐阜県 下呂市)	十六銀行	<u>SF 25(12.5)※</u> 出資総額 50	● 冷凍用こんにゃく等の製 造販売事業	H27.5.13
(株)グローバルワークス・ サイトウ (熊本県 大津町)	肥後銀行	<u>SF 40(20)※</u> 出資総額 80	● 黒毛和牛等を使用した精 肉販売及び外食事業	H27.6.9
(株)平川ワイナリー (北海道 余市町)	北海道銀行	<u>SF 50(25)※</u> 出資総額 100 (注1)	● 地元産ワイン用ぶどうを 使用したワイン製造販売 事業	H27.7.17
(株)NIKI Hills ヴィレッジ (北海道 仁木町)	北洋銀行	<u>SF162.1(81.05)※</u> 出資総額 324.2	● 地元産ワイン用ぶどうを 使用したワイナリー事業	H27.7.17
(株)サルテリア (東京都 八王子市)	八十二銀行	<u>SF 30(15)※</u> 出資総額 60	● 長野県を中心とした農業 者主体によるカット野菜 等加工品の販売	H27.7.17
美瑛ファーマーズ マーケット(株) (北海道 美瑛町)	北洋銀行	<u>SF66.6(33.3)※</u> 出資総額 133.3	● 「びえい和牛」等を使用し たオーベルジュ及び惣菜 販売事業	H27.8.12
ひのっ子ファーム(株) (広島県 坂町)	西日本 シティ銀行	<u>SF 50(25)※</u> 出資総額 100	● 石垣島産マンゴー及び広 島県産原木シイタケの加 工販売	H27.8.12
(株)宇和島海道 (愛媛県 宇和島市)	伊予銀行	<u>SF 150(75)※</u> 出資総額 300	● 養殖ブリ等を冷凍加工に より国内外に販売	H27.8.12
(株)藤田牧場 (新潟県 新潟市)	北越銀行	<u>SF 20(10)※</u> 出資総額 40	● 牧場直営によるステー キ・焼肉店事業	H27.9.11

事業者名	サブファンド(SF)の 主な出資者	SFによる 出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資 同意 決定日
(株)ハイディホフ (石川県 輪島市)	北陸銀行	SF 30(15)※ 出資総額 60	● ワインを活用したレストラン・販売事業	H27.9.11
(株)ファームスズキ (広島県 大崎上島町)	広島銀行	SF 15(7.5)※ 出資総額 30	● 養殖牡蠣、バナメイエビ等の輸出・外食事業	H27.9.11
オークヴィレッジ(株) (岐阜県 高山市)	十六銀行	SF92.4(46.2)※ 出資総額 184.8	● 広葉樹や間伐材を用いた家具・クラフト品等の製造販売	H27.9.18
(有)松治郎の舗 (三重県 松阪市)	百五銀行	SF 10(5)※ 出資総額 20	● 養蜂事業者による、はちみつ加工品の製造・販売	H27.10.14
(株)JFA (鹿児島県 長島町)	JAグループ	SF 35(17.5)※ 出資総額 70	● 漁業者団体等による外食事業及び水産加工品の販売	H27.10.14
(株)エヌ・ケー・エフ (宮城県 名取市)	荘内銀行	SF 10(5)※ 出資総額 20	● 被災農業者が地元産野菜の新たな販路開拓	H27.11.10
ライス フロンティア(株) (神奈川県 横浜市)	三井住友銀行	SF 40(20)※ 出資総額 80	● 農業参入した法人等による米の輸出	H27.11.10
西日本 タネセンター(株) (福岡県 福岡市)	西日本 シティ銀行	SF 80(40)※ 出資総額 160	● 野菜用種子の国内一貫生産による新たな販路開拓	H27.11.10
(株)五島 ライブカンパニー (長崎県 五島市)	福岡銀行	SF 96(48)※ 出資総額 192	● 漁業者団体等による水産物の加工販売事業	H27.11.10
(株)ピースマイル プロジェクト (鹿児島県 鹿児島市)	A-FIVE	A-FIVE1,001 SF 250(125)※ 出資総額 2,502	● 南九州を中心に肉牛の生産を行う畜産業者等による多様な外食店舗を展開する事業	H27.12.11 (直接出資) H27.12.22 (SF出資)
(株)蒼のダイヤ (香川県 多度津町)	百十四銀行	SF 15(7.5)※ 出資総額 30	● 国産オリーブを活用した加工品の製造販売	H27.12.11

事業者名	サブファンド(SF)の主な出資者	SFによる出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資同意決定日
秋田屋(株) (秋田県横手市)	秋田銀行	SF 5(2.5)※ 出資総額 10	● 秋田県産米のシンガポール向け輸出事業	H28.1.15
(株)エフ・エフ・ティー (東京都台東区)	三井住友銀行	SF75(37.5)※ 出資総額 150	● 長期間鮮度が保持できる椎茸等の米国向け輸出事業	H28.1.15
(株)ゼロサン (滋賀県長浜市)	滋賀銀行	SF 15(7.5)※ 出資総額 30	● 東京都内で滋賀県食材を提供する外食店事業	H28.1.15
(株)プログレア (熊本県阿蘇市)	西日本シティ銀行	SF125(62.5)※ 出資総額 250	● 阿蘇地域の農産物を活用したオーベルジュの運営及び通信販売	H28.1.15
(株)食の劇団 (東京都千代田区)	A-FIVE	A-FIVE 500 出資総額 1,000	● 複数の生産者が連携し、アジアへの輸出、現地法人を設立し、外食店の運営等を行う事業	H28.2.12 (直接出資)
(株)御影バイオエナジー (北海道清水町)	北海道銀行	SF 100(50)※ 出資総額 220	● 畜産農家による家畜排せつ物を原料とした、バイオガス発電事業	H28.2.12
キャロット&ベジタブル(株) (千葉県富里市)	千葉銀行等県内11金融機関	SF35.7(17.9)※ 出資総額 71.4	● 有機野菜等の小規模店舗販売及び飲食事業	H28.3.11
(株)信州たかやまワイナリー (長野県高山村)	八十二銀行	SF 35(17.5)※ 出資総額 70 (注1)	● 長野県高山村産ワインぶどうを使用したワインの醸造・販売	H28.3.11
ミチナル(株) (岐阜県高山市)	十六銀行	SF 90(45)※ 出資総額 180	● ほうれん草等飛騨産農産物の冷凍加工・販売事業	H28.3.11
こと京野菜(株) (京都府京都市)	JAグループ京都銀行等 (注2)	SF 40(20)※ 出資総額 80	● 九条ねぎ等京野菜の冷凍カット加工・販売事業	H28.3.11
広島アグリフードサービス(株) (広島県広島市)	広島銀行	SF 200(100)※ 出資総額 400	● 地場産農産物等を活用した学校、高齢者施設等における給食事業	H28.3.11

農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は36件であるが、機構の同意件数は、(株)食の劇団を除く35件。

※:( )内はA-FIVE出資相当分(注1):無議決権株式を含む(注2):複数のサブファンドからの共同出資

## 官民ファンドの運営に係るガイドライン

平成 25 年 9 月 27 日  
官民ファンドの活用推進に関する  
関係閣僚会議決定  
平成 26 年 6 月 27 日  
一部改正  
平成 26 年 12 月 22 日  
一部改正  
平成 27 年 7 月 31 日  
一部改正  
平成 27 年 12 月 18 日  
一部改正

日本経済を停滞から再生へ、そして成長軌道へと定着させるため、成長戦略により、企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていき、澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく。大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、研究開発を加速し、地域のリソースを活用し、農林水産業を成長産業にし、日本の産業と企業のグローバル化を促進し、社会資本整備等に民間の資金や知恵を導入する。これらの施策を推進するために、財政健全化、民業補完に配慮しつつ、官民ファンドが効果的に活用されることが期待されている。

官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、①各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、②投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、③投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、④成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、⑤官民ファンドが民業圧迫になっておらず、効率的に運用されていること、等が重要である。

政府としては、関係行政機関が官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。

このような観点から、官民ファンドの運営上の課題について、世耕内閣官房副長官を座長として、関係府省と有識者からなる「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を開催して検討を行い、同委員会として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をまとめた。今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状況等の検証を行うこととするため、今般、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）を設け、ガイドラインを閣僚会議決定とするとともに、閣僚会議の下に、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹

事会」(以下「幹事会」という。)を置き、これらをガイドラインに基づいて定期的な検証を行う場として位置づけることとする。

なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの(注1)を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。

(注1) 検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における競争力強化ファンド及び特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域低炭素投資促進ファンド事業

## 1 運営全般(政策目的、民業補完等)

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。
- ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。
- ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業(地域での起業を含む)支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成(投資態勢、窓口体制、人材育成機能等)となっているか。
- ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給(民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等)との関係・役割分担等は適切に理解されているか。
- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。
- ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。
- ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。

## 2 投資の態勢及び決定過程

### 2.1 投資の態勢

- ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。

- ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。(注2)
- ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。(注2)
- ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか(大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等)。(注2)
- ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か(給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等)。
- ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。

(注2) 具体的なそれぞれの組織の機能及び要件の内容については別添に記載。

## 2.2 投資方針

- ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか(業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか(標準類型等))。
- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。
  - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価
  - ・ 民間資金の呼び水機能
  - ・ 民業圧迫(民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等)の防止や競争に与える影響の最小限化(補完性、比例(最小限)性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等)
  - ・ 投資採算(投資倍率、回収期間、IRR等)、EXIT実現可能性の確認
  - ・ 利益相反事項の検証と確認(ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等)

## 2.3 投資決定の過程

- ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。
- ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数(DD実施件数)、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

## 2.4 経営支援（ハンズオン）

① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

## 2.5 投資実績の評価及び開示

① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。

- ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
- ・ 投資先企業（注3）の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
- ・ EXITの方法、時期は、個別の案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する

② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。

③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）

④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。

（注3）ここで言う投資先企業は、ファンドからの直接の投資先その他、プロジェクトファイナンスで形式上JVやSPCなどを受皿として出資する場合については、当該受皿となるものを実質的に運営する主体等を指す。

## 2.6 投資の運用方針の見直し

① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。

（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とその場合の対応などが適切に行われているか）

## 3 ポートフォリオマネージメント

① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。

② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

## 4 民間出資者の役割

① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。

② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。

- ③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。
- ・投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
  - ・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

## 5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。
- ・投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等
  - ・投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等
- ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。

# (別添)官民ファンドに求められる組織体制

**機能:重要な投資に係る決定を行う機能の監視、牽制**  
要件:独立性、専門性  
監査役、アドバイザリーボード等

**機能:重要な投資に係る決定**  
要件:専門性、独立性、中立性(常勤者と社外取締役(企業経営の経験者などを含む)等)

**機能:通常の投資に係る決定(注)を行う機能の監視・牽制**  
要件:独立性、専門性  
監査役、社外取締役、アドバイザリーボード等

**機能:通常の投資に係る決定(注)**  
要件:常勤、短周期(毎週等)の開催

…重要な意思決定(利益相反に関する判断を含む)、ポートフォリオ管理、特に重要な投資案件

 : 内部組織

 : チェック機能

 : 法令に基づいて行う監査の機能と、それを補助するものとして社外有識者等からなる助言を行う機能(アドバイザリーボード等)を整理・明確化した上で、それぞれの権限・責任に応じ、監視・牽制を行う。

…全ての投資案件

**機能:投資案件の発掘、DDの実施**  
要件:常勤、人材育成の観点  
担当部署等

(注) 重要な意思決定案件(利益相反に関する判断を含む)、ポートフォリオ管理、特に重要な投資案件等の上位決定機能の付議の決定を含む

投資候補案件